

名古屋工業大学受託試験取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名古屋工業大学（以下「本学」という。）において、学外からの依頼を受けて行う材料の試験等（以下「受託試験」という。）の受託に関し、必要な事項を定める。

(受託の原則)

第 2 条 受託試験は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められた場合に受託することができる。

(受託手続)

第 3 条 受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式第 1 号の受託試験依頼書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、受託を決定したときは、別紙様式第 2 号の受託試験承諾書により依頼者に通知するものとする。

(試験料の負担等)

第 4 条 依頼者は、前条第 2 項の通知を受けたときは、原則として当該受託試験の開始前に別に定める試験料を納入しなければならない。

2 既納の試験料は、返還しない。

(試験結果の通知)

第 5 条 学長は、受託試験が終了したときは、その結果を依頼者に別紙様式第 3 号の受託試験結果通知書により通知するものとする。

(諸経費等の負担)

第 6 条 第 4 条に定める試験料のほか、受託試験に係る試料等の搬入及び搬出に要する諸経費並びに天災その他不可抗力により生じた試料等の損害は、すべて依頼者の負担とする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、受託試験の受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日規程第 30 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 略